

審査基準

令和8年4月1日作成

法令名：道路交通法施行細則
根拠条項：第3条の2第1項第5号エ及びオ
処分の概要：駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車標章の交付
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法令の定め： 道路交通法第4条第2項（公安委員会の交通規制）、第114条（方面公安委員会への権限の委任） 道路交通法施行令第44条（権限の委任）
審査基準： 別紙のとおり
標準処理期間： 20日（行政庁の休日は含まない。）
申請先： 申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の交通課（係）に提出してください。
問合せ先： 北海道警察本部交通規制課企画・許可係 (電話011-251-0110) 他方面の方は、各方面本部交通課規制係 (管轄が函館方面の場合 (電話0138-31-0110)) (管轄が旭川方面の場合 (電話0166-35-0110)) (管轄が釧路方面の場合 (電話0154-25-0110)) (管轄が北見方面の場合 (電話0157-24-0110))
備考：

別紙

次の1から20までのいずれかに該当するときは、標章を交付するものとする。

- 1 道路若しくは道路の附属物、信号機、パーキング・チケット発給設備、道路標識等の建設又は維持管理のため使用中の車両
- 2 電気、ガス、水道、電気通信及び鉄道の故障等による緊急修復のため使用中の車両
- 3 医師法（昭和23年法律第201号）に基づき医業を行う医師による緊急往診のため使用中の車両
- 4 歯科医師法（昭和23年法律第202号）に基づき歯科医業を行う歯科医師による緊急往診のため使用中の車両
- 5 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づく保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は同法に基づく助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両
- 6 報道機関の緊急取材のため使用中の車両
- 7 道路交通法第51条の4に規定する放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両
- 8 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する通常郵便物の集配又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する電報の配達のため使用中の車両
- 9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村が行う一般廃棄物（市町村長から委託を受けて行うものを含む。）の収集のため使用中の車両
- 10 裁判所法（昭和22年法律第59号）に規定する執行官が民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく強制執行等を迅速に行うため使用中の車両
- 11 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づき、北海道知事が指定した捕獲人等が行う犬の捕獲のために使用中の車両
- 12 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）に基づき、社会復帰調整官が行う緊急用務のために使用中の車両
- 13 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づく立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく一時保護の緊急用務を行うため使用中の車両
- 14 医療の提供を受ける者を輸送する自動車で、患者の輸送のための専用の寝台若しくは担架及び当該担架を固定するための設備を有し、又は専ら車椅子利用者の移動の用に供する自動車で、車椅子の固定及び車椅子利用者の乗降のための特殊な構造装置を有し、現に歩行困難な者の輸送のために使用中の車両
- 15 公益上駐車禁止等の規制の対象から除くことがやむを得ないと公安委員会が認める用務のために使用中の車両
- 16 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、道路交通法施行細則別表3に定める障害を有するもの
- 17 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、道路交通法施行細則別表3に定める重度障害の程度に該当する障害を有するもの
- 18 療育手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を有するもの
- 19 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、1級の障害の程度を有するもの
- 20 児童福祉法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定を受けている者のうち、色素性乾皮症の認定を受けているもの